

# 農地へ太陽光発電設備を設置するには 農地の転用許可が必要です

太陽光発電設備（ソーラーパネルの設置による発電システム）は、震災以降、環境意識の高まり、補助金制度や固定価格買取制度により、普及が進んでいます。補助金制度としては、磐田市においても、10kw未満の設備に対し「新エネルギー及び省エネルギー設備普及促進奨励金」の制度があります。

補助金制度の利用の有無にかかわらず、発電設備を農地に設置する場合は、他の農地転用と同様に、転用許可を受ける必要があります。

農地転用とは、「農地を農地以外の土地にすること」で、具体的には、農地を住宅、工場、店舗等の施設用地にしたり、建物を建てない場合でも、駐車場や資材置場などとして利用したりすることです。

転用するためには、着工前に農地法の転用許可申請を行い、許可を受けなければなりません。許可の対象となるのは、現に耕作されている農地はもちろん、現在は耕作されていなくとも耕作しようとするれば、いつでも耕作できるような土地（休耕地、不耕作地）も含まれます。

「優良農地の確保」という農地法の転用許可制度の目的から、農地のある場所、農地の区分（青地・白地等）、また設置方法等により、転用が許可されない農地もありますので、農地へ太陽光発電設備の設置を検討されている方は、事前に下記農業委員会事務局まで、お問い合わせをお願い致します。

お問い合わせ先

磐田市農業委員会事務局

（磐田市役所西庁舎 1 階・農林水産課内）

電話 0538-37-4813